

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」  
一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">空乗第 1055 号 令和 2 年 6 月 29 日(制定) 国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日(一部改正) <u>国空安政第 480 号 令和 8 年 6 月 4 日(最終改正)</u></p> <p>技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">航空局安全部安全政策課長</p> <p>操縦士に係る技能証明（航空法第22条）に付された限定（航空法第25条第1項及び同第2項）と同一の種類及び等級の航空機（型式限定を付さないものに限る。）であっても、当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があることから、操縦士が操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に必要な教育訓練のガイドラインを下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 操縦士は、航空機の種類に応じて次の1-1～1-3に掲げる場合には、2～4に定める教育訓練を受けること。ただし、認可を受けた運航規程や国際民間航空機関締約国における訓練制度等に基づき、本ガイドラインに定める内容と同等以上の教育訓練が実施され、その記録が確認できる場合にあっては、この限りではない。</p> <p>1-1 飛行機 ～1-2 回転翼航空機 （略）</p> <p>1-3 滑空機</p> <p>イ) 経験のない発航方法（ウインチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航、自力発航）による操縦をする場合。</p>	<p style="text-align: center;">空乗第 1055 号 令和 2 年 6 月 29 日(制定) 国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日(最終改正)</p> <p>技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">航空局安全部安全政策課長</p> <p>操縦士に係る技能証明（航空法第22条）に付された限定（航空法第25条第1項及び同第2項）と同一の種類及び等級の航空機（型式限定を付さないものに限る。）であっても、当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があることから、操縦士が操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に必要な教育訓練のガイドラインを下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 操縦士は、航空機の種類に応じて次の1-1～1-3に掲げる場合には、2～4に定める教育訓練を受けること。ただし、認可を受けた運航規程や国際民間航空機関締約国における訓練制度等に基づき、本ガイドラインに定める内容と同等以上の教育訓練が実施され、その記録が確認できる場合にあっては、この限りではない。</p> <p>1-1 飛行機 ～1-2 回転翼航空機 （略）</p> <p>1-3 滑空機</p> <p>イ) 経験のない発航方法（ウインチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航、自力発航）による操縦をする場合。</p>

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」  
一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ロ) ピストン発動機を装備した滑空機を初めて操縦する場合。</u> <u>ハ) 電動機（電気を動力源とする発動機）を装備した滑空機を初めて操縦する場合。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育訓練の実施者等 教育訓練は、機長として当該型式航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明（航空身体検査証明にあつては、<b>模擬飛行装置又は飛行訓練装置により実技教育を行う場合を除く実技教育のうち実機で行われるものに限る。</b>）を有する者であつて、当該型式航空機や発航方法に係る知識及び操縦経験を有するものの監督の下で行うものとする。 （以下、略。）</p> <p>4. 教育訓練の実施記録 教育訓練の実施者が、訓練を受けた操縦士が操縦に必要な知識及び技量（<b>1-3ロ）、ハ）にあつては知識</b>）を有していることを確認した場合は、訓練を受けた操縦士の航空機乗組員飛行日誌（滑空機の場合は滑空機乗組員飛行日誌、以下同じ）の自由記入頁に下記のとおり記載するものとする。 （以下、略。）</p> <p>5 (略)</p> <p>附則 <u>（空乗第 1055 号 令和 2 年 6 月 29 日）</u> 本ガイドラインは、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。「同一等級限定内の回転翼航空機であつて飛行経験の無い型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（平成 7 年 9 月 29 日付け空乗第 2090 号）及び「同一等級内の滑空機であつて飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（平成 18 年 6 月 23 日付け国空乗第 86 号）は本ガイドラインの施行日をもって廃止する。</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育訓練の実施者等 教育訓練は、機長として当該型式航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明（航空身体検査証明にあつては、模擬飛行装置又は飛行訓練装置により実技教育を行う場合を除く。）を有する者であつて、当該型式航空機や発航方法に係る知識及び操縦経験を有するものの監督の下で行うものとする。 （以下、略。）</p> <p>4 教育訓練の実施記録 教育訓練の実施者が、訓練を受けた操縦士が操縦に必要な知識及び技量を有していることを確認した場合は、訓練を受けた操縦士の航空機乗組員飛行日誌（滑空機の場合は滑空機乗組員飛行日誌、以下同じ）の自由記入頁に下記のとおり記載するものとする。 （以下、略。）</p> <p>5 (略)</p> <p>附則 本ガイドラインは、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。「同一等級限定内の回転翼航空機であつて飛行経験の無い型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（平成 7 年 9 月 29 日付け空乗第 2090 号）及び「同一等級内の滑空機であつて飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（平成 18 年 6 月 23 日付け国空乗第 86 号）は本ガイドラインの施行日をもって廃止する。</p>

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」  
一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則（<u>国空航第 3037 号</u> 令和4年3月29日） 本ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則（国空安政第480号 令和8年6月4日）</u> <u>本ガイドラインは、令和8年6月30日から適用する。</u></p>	<p>附則（令和4年3月29日） 本ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>